

平成 21 年 12 月 2 日

厚生労働大臣

長妻 昭 殿

がん対策推進協議会

会長 垣添 忠生

たばこ価格の引上げとその税収の有効活用に関する緊急提言

がんは、わが国の死因の第 1 位であり、年間 30 万人以上の国民が亡くなっていることなどから、「国民病」であると呼んでも過言ではない。「がん患者を含めた国民が、がんを知り、がんと向き合い、がんに負ることのない社会」の実現を目指すためには、国及び地方公共団体、また、がん患者を含めた国民、医療従事者、医療関係団体、医療保険者、患者団体を含めた関係者及びマスメディア等が一体となってがん対策に取り組み、当協議会が策定に関与したがん対策推進基本計画の目標を達成することが必要である。

がん予防の推進、死亡者の減少に対して、たばこが悪影響を与えていていることは明らかである。これまで国は、①喫煙が及ぼす健康影響についての知識の普及、②未成年者の喫煙の防止、③受動喫煙の防止の徹底、④禁煙を希望するものに対する禁煙支援を 4 つの柱として総合的なたばこ対策を推進し、一定の成果を上げてきた。今後、更なる喫煙率の減少を図っていくためには、「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」でも指摘されているとおり、これまでの取り組みに加え、成人喫煙率の減少のみならず、特に未成年者の喫煙防止に効果的なたばこ価格の引上げがもっとも効果的である。

がん対策推進基本計画にある、75 歳未満の年齢調整がん死亡率を 10 年で 20% 減少させるという目標値の設定には、喫煙率の半減が根拠となっており、禁煙対策のさらなる強化が必須である。

さらに、それに伴う税収は、がんをはじめとする生活習慣病予防等の対策に活用を要望し、国民の健康増進に還元することが理に適っており、また増税に対する国民の理解を得るのにも適切であると考える。

そこで、当協議会は、下記の 2 点の実行を緊急提言することとした。国においては、適切かつ速やかに対応されることを強くお願いする。

記

1. たばこ価格の引上げ 1 箱 1000 円程度とすること。

2. たばこ税の税収は、がんをはじめとする生活習慣病予防等の対策に活用を要望する。